事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士　法学博士　熊 琳



第２９８回　中国最高裁判所発表のフランチャイズ経営典型事例（下）

前回に続き、中国最高裁発表のフランチャイズ経営典型事例を解説する。

◇事例４　フランチャイザーの収益誇張による契約で詐欺が成立

▼事件の概要

Ｈは飲食販売・技術サービスと商標使用を含む飲食業サービス契約をＪ社と結び、サービス料約８万７千元、食材費約４万５千元、内装費５万５千元を支払い、Ｊ社から研修指導と５万元相当の設備納入を受けて営業を開始した。

Ｊ社は契約過程で「売上は1日3万元以上」という内容を含むビデオ宣伝を出していた。Ｈは「これは誇大広告であり、Ｊ社には詐欺の故意がある」として契約取消と加盟費返還および損害賠償を求め提訴した。

▼判決理由と結果

裁判所は以下の理由で、契約取消とサービス料2万元の返還、3万5千元の損害賠償をＪ社に命じた。

1、フランチャイザーの虚偽宣伝により加盟者が判断を誤ることが多く、情報入手やリスク判断面で加盟者は立場が弱い。宣伝していた収益の真実性を立証できないＪ社には、虚偽情報の発信および詐欺の成立が認められる。

2、リスクを十分顧みず軽率に契約したH側にも原因があり、Ｊ社は主たる責任、Ｈは副次的な責任を負う。Ｊ社が提供済みの技術サービスや設備、在庫残存価値の費用は相殺する。

◇事例５　フランチャイザーの履行能力低下による契約解除

▼事件の概要

２０２０年１１月、Ｋは加盟店資格と商標使用を含むフランチャイズ契約をＬ社と結び、加盟費約１６万元と保証金1万元を支払った。ＫはＬ社から出店地選びのサポートを数回受けたが、出店地が決まらずサポートの一時停止を申請した。契約期間中の２０２２年１０月、法定要件を満たせなくなったＬ社がフランチャイズ経営資格を失ったため、Ｋは翌年９月に契約解除と全費用返還を求めてＬ社を提訴した。

▼判決理由と結果

契約の締結と履行、経営状況や期間、双方の過失程度を総合的に考慮し、裁判所はＬ社に契約解除と関連費用７万元の返還を命じた。

1、フランチャイザーは法令と契約に基づき、フランチャイズ経営に変化があった場合など加盟者に重大な影響を及ぼす情報の開示義務を負う。Ｌ社はその開示義務を怠り、事実上契約履行に影響を与えた。

2、この訴訟以前にもＬ社は多数の訴訟に絡んでおり、複数の案件により強制執行が可能な財産がほぼない状況で、契約履行能力に制限がある。

3、Ｋが契約に沿って出店地選びや開店準備を積極的に進めなかった行為も契約違反に相当する。

記事の複製・転載を禁じます

◇事例6　フランチャイズ経営に求められる法定要件と届出

▼事件の概要
　２０２１年9月２３日、市商務局はフランチャイズ経営を無届出で行っていたM社に対し、１０月３１日までに届出を完了するよう命じた。M社は１０月８日に届出を行ったが、市商務局はM社の店舗が要件を満たしていないとして受理せず、翌年1月２８日に行政処分の罰金１０万元を科した。M社はこれを不服とし行政訴訟を提起した。
▼判決理由と結果
　フランチャイズ経営には「少なくとも営業期間1年を超える直営店2店を所有する」という法定要件がある。調査の結果、行政処分段階で店舗リストに記載された１５店はいずれもM社の直営店ではないと判明したことで２０２１年１０月の届出は不受理となり、市商務局が科した罰金１０万元は法に沿った正当なものであることから、裁判所はM社の訴訟請求を棄却した。

◇事例7　詐欺的なフランチャイズ契約での刑事責任

▼事件の概要
　O社の実質支配者であるYとTは、O社にフランチャイズの経営資格や経営モデルがないと知りつつ、O社のブランド加盟店募集をP社に委託した。P社の営業マンはブランド知名度を偽って顧客との商談を進め、SとQを直営店に派遣し経営実績水増などの手口で契約を締結させていた。事件発覚時には３００人余の被害者から総額5千4百万元以上の加盟費を騙し取っていた。
▼判決理由と結果
　裁判所は以下の理由で各被告人の契約詐欺罪を認定し、５～１２年の懲役および罰金を科した。
１、YとTは、O社にフランチャイズ経営資格、経営リソース、経営モデルがないと知りながらP社と共に多くの事実を偽り、被害者に誤認を与え加盟契約を結ばせた上、指導・サポート・研修などの実質サービスも提供しなかった。職歴や類似ケースの行政処分を総合的に勘案し、YとTには契約締結による加盟費詐取という主観的な不法占有目的と、非合法フランチャイズ経営が認められる。
２、SとQは明らかに上記手口を知った上で積極的に現場セールスに関与した。

◇日系企業へのアドバイス
　２回に分けて解説したフランチャイズ経営典型事例が明確化した多岐に渡る裁判規則は、フランチャイズ経営の規範として重要な参考意義を持つ。日系企業も各事例を十分理解し、関連問題の解決に積極的に活用することが望ましい。

北京政府系企業の事業用不動産ＲＥＩＴ、深セン上場

　中国・北京市政府系の投資会社、北京国有資産経営（北京国資公司、北京市）が保有する事業用不動産を裏付け資産とする「創金合信北京国資公司ＲＥＩＴ」が3日、深セン証券取引所に上場した。「科学技術イノベーションと都市再開発」をテーマとする商業不動産の公募不動産投資信託（ＲＥＩＴ）で、募集総額は２８億３１００万元（約６６０億円）。
　発行口数は１０億口で、発行価格は1口当たり２．８３１元となる。６月２２日に中国証券監督管理委員会（証監会）の登録認可を取得し、７月１３日にファンドを設立した。事業用不動産の公募ＲＥＩＴとして、深セン証取で初めて上場認可を受けた。

記事の複製・転載を禁じます